

調書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号
決定日	平成21年12月3日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官	甲斐中 辰夫
裁判官	涌井 紀夫
裁判官	宮川 光治
裁判官	櫻井 龍子
裁判官	金築 誠志
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成20年2月27日判決）
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件上告を棄却する。</p> <p>2 上告費用は上告人の負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。</p> <p style="text-align: right;">平成21年12月3日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官</p>	

当事者目録

上告人 X

被上告人 国

調書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号
決定日	平成21年12月3日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官	甲斐中 辰夫
裁判官	涌井 紀夫
裁判官	宮川 光治
裁判官	櫻井 龍子
裁判官	金築 誠志
当事者等	申立人 X 相手方 国
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成20年2月27日判決）
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p style="padding-left: 40px;">本件を上告審として受理する。</p> <p>第2 理由</p> <p style="padding-left: 40px;">本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たる。</p> <p style="text-align: right; padding-right: 40px;">平成21年12月3日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 大塚啓志</p>	